

自治基本条例における総合計画策定の位置づけ等について

1. 総合計画の法的な位置づけ

(1) 位置づけの必要性

- ・総合計画の法的な根拠として総合計画の策定を条例に位置付けることにより、一定の継続性と安定性を確保できます。
- ・自治基本条例で総合計画を位置づけることで、町の最上位の計画としての役割を明確にすることができます。
- ・自治基本条例の目的や基本理念に基づき、町の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現することを明確にすることができます。

【町自治基本条例の目的や意義（抜粋）】

(目的)

第1条 この条例は、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責任及び町の役割と責任を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

(自治の基本理念)

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念(以下「基本理念」といいます。)は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあつてまちづくりを進めるものとします。

(2) 条例改正案について

平成31年1月30日開催の「第6期 寒川町まちづくり推進会議 第3回会議」では以下のとおり提案いたしました。

【提案内容】

自治基本条例

- ・第8章 組織運営に（総合計画）の条文を追加します。
(現28条以下を繰り下げる)

第28条(総合計画)

町は、この条例の目的や基本理念に基づき、町の目指す将来像を明らかにし、これを実現するために町の総合的な方向を示す計画(以下「総合計画」という。)を策定します。

2 町は、総合計画の進行管理を行い、その進捗状況を公表します。

3 町は、行政分野ごとの計画を策定するときは、総合計画に則して定めるものとします。

その後、『第8章の「組織運営」は文字通り町の組織や運営に関する規定にすぎないため、「町民との協働による計画」という趣旨からすると、位置づけ箇所としては適切ではないのではないか』との指摘があり、検討を重ねた結果、総則の中の第5条に掲げられたまちづくりの指針を実現させるための行政側の責務を規定した第6条での位置づけが適切であると判断し、以下のとおり令和元年9月10日開催の「第6期 寒川町まちづくり推進会議 第5回会議」で提案いたしました。

【提案内容】

自治基本条例

- ・第1章 総則の第6条に以下の文言（下線部分）を追加します。

第6条(町の責務)

町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。

その後、平成31年1月30日開催の「第6期 寒川町まちづくり推進会議 第3回会議」で企画政策課より提案した内容のうち、第28条第2項の「町は、総合計画の進行管理を行い、その進捗状況を公表します。」、及び第3項の「町は、行政分野ごとの計画を策定するときは、総合計画に則して定めるものとします。」については、総合計画審議会条例に位置づけるべきではないかとの指摘がありました。

このようなご指摘を受け、再度検討をした結果、第2項の「町は、行政分野ごとの計画を策定するときは、総合計画に則して定めるものとします。」という内容については、9月10日のまちづくり推進会議及び前回の第1回寒川町総合計画審議会で提案した内容、すなわち自治基本条例第6条の中に「総合計画に基づいて」を追加することでこの内容を読み取れると判断し、前回と同じ内容で提案いたします。

また、第3項の「町は、総合計画の進行管理を行い、その進捗状況を公表します。」という内容については、実際に総合計画に位置づけた事業の進行管理は総合計画審議会において行っているため、寒川町総合計画審議会条例の第2条を以下のように改正することを提案いたします。

町総合計画審議会条例

第2条（設置）

寒川町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき、町長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を報告し、又は建議する~~ため~~とともに、その進行管理を行うため、寒川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

さらに、次期総合計画では、寒川町のまちづくりのために町民がやりたいことをまとめたものを作成する可能性もあり、通常の審議会委員の他に、日頃からまちづくり活動を行っている多様なメンバーから助言等をいただく形も想定しておく必要があると考え、第7条を以下のように改正することを提案いたします。

第7条(臨時委員)

審議会に特別の事項を審議させ、~~又~~又は助言等を行わせるため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

◎今回の条例改正案（まとめ）

・町自治基本条例

【提案内容】

- ・第1章 総則の第6条に以下の文言（下線部分）を追加します。

第6条(町の責務)

町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。

・町総合計画審議会条例

【提案内容】

- ・第2条を以下の文言に改正します。

第2条（設置）

寒川町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は建議する~~ため~~とともに、その進行管理を行うため、寒川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- ・第7条を以下の文言に改正します。

第7条(臨時委員)

審議会に特別の事項を審議させ、~~又~~又は助言等を行わせるため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2. 基本構想の議決の必要性について

中長期的な展望やビジョン、町が目指すべき将来像を示した「基本構想」については、住民主体で創り上げ町民・議会・行政が共有すべきものであることから、議会の議決を必要とするものとします。

また、現行計画では、基本構想に定められた基本目標と施策の方向に基づいて必要な諸施策を示した「基本計画」と、基本計画に定められた施策を具体化するために計画的に実施する事業を示した「実施計画」を策定していますが、両計画にあたる部分については、社会経済環境等の変化に応じて柔軟に見直しのできる計画とするため、首長の責任のもと議決を経ずに策定するものとし、議会としてのチェックについては毎年度の予算編成過程において担保していくこととします。

なお、上記の内容や、基本構想を議決事件とする法的根拠の整備手法としては、「議会の議決すべき事件を定める条例」（新規制定）を基本に、今後町議会と調整を行うこととします。